3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町水沼字甘草二六九二、二六九五の一、二六九六、字夕日二七四九の一、二七五〇、二七五二、沼田市中発知町字下澤一六九八の一、上発知町字下沢二六二四から二六二九まで、二六三二から二六三六まで、二六四〇の一、二六四一の一、二六四二の一、利根郡昭和村大字生越字茶屋反一四一四・字梨木平一五二〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、吾妻郡長野原町大字古森字中島二三五の一八、二三五の一九、二三六の四から二三六の六まで、二三六の九、二三六の一〇、二三八の七、二三八の八、東吾妻町大字泉沢字重田一八二七、一八二八、一八三三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字甘草二六九二、二六九五の一、二六九六、字夕日二七四九の一、二七五〇、二七五二、字下澤一六九八の一、字下沢二六二四から二六二九まで、二六三二から二六三六まで、二六四〇の一、二六四一の一、二六四二の一、字茶屋反一四一四、字梨木平一五二〇の一、字中島二三五の一八、二三五の一九、二三六の四から二三六の六まで、二三六の九、二三六の一〇、二三八の七、二三八の八、字重田一八二七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字赤松字東嶋ケ谷五五三の一五から五五三の一七まで、五五三の二〇、五五三の二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字大野字大野上五七一、五七五、五八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町中字丸山谷三九一、三九二の一、三九三、字上鳴五〇七の二、五〇八の一、五〇八の二、五一一、五一三から五一六まで、五一六の一、五一六の二、五一七から五二三まで、五二五、五二六、五二八、五二九、五三〇の二、五三〇の三、五三一、字綱原山七九五の一から七九五の三まで、七九六の一、七九六の二、七九六の五、七九七、七九八、七九九の一、七九九の二、八〇一、八〇二の二から八〇二の七まで、八〇二の九から八〇二の一四まで、八〇二の一八、八〇二の一九、八〇二の二一から八〇二の二七まで、八〇三、八〇四、八〇六、八〇七、八〇九、八〇九の二、八一一、八一四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市荒川日野字富士山九六七、九六八の一、九六八の二、九六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字富士山九六七・九六八の一・九六八の二・九六九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市荒川白久字深谷二〇九八の一、二〇九九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深谷二〇九八の一・二〇九九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。